

企業倫理委員会規程

(委員会の目的)

第1条 インデックスグループは、法律を遵守する公正で誠実な経営を実践し、企業倫理を確立することにより社会の信頼を得ることを目的として、企業倫理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 社員に対する法律遵守意識の普及、啓発
- (2) 企業倫理の推進に係る重要な方針の策定に関する事項
- (3) 通報相談窓口の運営に関する事項
- (4) 法律、定款、倫理規程その他諸規定の違反などコンプライアンス違反行為が発生した原因の究明と再発防止策の検討、実施

(構成)

第3条 委員会は、取締役、執行役員及び外部の学識経験者最低1名以上をもって構成する。

(責務)

第4条 委員は、高い倫理観に基づき、法律を遵守する公正で誠実な経営を実践することが会社にとってきわめて重要であることを厳しく認識し、その任務を誠実に遂行しなければならない。

(委員長)

第5条 委員会の委員長は社長がこれに就くものとし、委員長は委員会の活動を統括する。
2 委員長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の委員がこれに代わる。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、年2回以上の開催を原則とし、委員の3分の2以上の出席により成立する。
2 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
3 委員会が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
4 提案された議事に関して、事前に全ての委員会委員がその提案に合意する旨を表明したことが確認できた場合、委員会は開かれたものとみなすことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、コンプライアンス担当部門とする。

(議事録の作成)

第8条 委員会を開催したときは、議事録を作成するものとし、その作成は事務局が行う。

(事案の調査等の対象)

第9条 委員会は、調査等を行う対象事案として、コンプライアンス・ヘルプライン（内部通報制度）によるもののほか、コンプライアンス担当部門や委員会委員からの通告その他委員会が必要と判断した事案を取り扱うことができるものとする。

(緊急の処置)

第10条 委員長は重大なコンプライアンス違反があり、これを緊急に停止しなければ会社に重大な損害を及ぼすと認められる事実を確認した場合には、第6条による委員会の議決を経ることなく行為者の属する当該部門長に対し、当該行為者に対する停止措置をとるよう命じることができる。

(原因究明・再発防止策の実施)

第11条 委員会は、コンプライアンス違反行為が発生した原因を究明し、再発防止策を検討、実施する。

(倫理・コンプライアンス教育)

第12条 委員会は、社員の企業倫理意識、コンプライアンス意識の普及啓発をはかるため、必要に応じて倫理教育、コンプライアンス教育を行う。

(規定の改廃)

第13条 この規定の改廃は、3分の2以上の委員の同意を必要とする。

(附則)

本規程は、2024年7月12日から施行する。